

地域福祉委員会Q & A【組織編】

※「町会・町内会」を「町会」と表現を統一して、記載することをご了承ください。

Q1 地域福祉委員会の設置の目的はなんですか？

A1 地域福祉委員会の設置は、同じ地域の住民それぞれの困りごとや心配ごとを地域の課題として話し合い、その課題の解決に向けて、住民同士が協力し取り組んでいくことで、「お互い様の気持ち」を育み、「支え合う地域づくり」を進めることが目的です。

A1補足 少子高齢化や核家族化、生活スタイルの多様化が進み、様々な生活課題に個人や家族だけで解決したり、行政サービスだけで対応することが難しくなっています。そんな中で、支援を必要とする人(要援護者)の見守りや生活支援を一部の福祉関係者だけでなく、地域全体として取り組む必要があります。また、地域住民相互のつながりの希薄化も問題となってきたことから、地域内の課題を話し合い、交流を促進し、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域に住むすべての人々が、安心・安全で、生きがいを持って暮らし続けられる地域をつくるために設置する必要がありますし、地域住民相互のつながりを深めることが、災害発生時の早期の安否確認や要援護者支援につながります。

Q2 地域福祉委員会は、なぜ町会・町内会(以下「町会」という)単位でつくるのですか？

A2 身近な地域のことをその地域に住む人が一緒に考えられる単位として、町会が考えられ、古くから住民同士の情報伝達のしくみがあり、まとまりが一番強い組織といえます。

A2補足 個人の生活において、一番小さい単位は家、次に隣近所、班・組等、町会、小学校区、中学校区、市と、その関わりはだんだん見えにくくなってきますが、身近な地域のことを、その地域に住む人が一緒に話し合い考えられる単位として、町会があり、そこにはしっかりとした情報伝達のしくみと強いまとまりがあります。なお、町会の規模が大きい場合には、細部の組織として複数の地区委員会を組織して活動することができます。

Q3 町会の役員会とは別に、地域福祉委員会を設置する必要があるのですか？

A3 地域福祉委員会は、地域内の課題を話し合い、地域に住む全ての人々が、安心・安全で生きがいをもって暮らし続けられる地域づくりという観点から、町会役員や公民館長の他に、少なくとも民生児童委員・福祉推進員や、自衛消防団・防犯活動団体の代表が加わることを望ましいです。その他、地域住民のふれあい交流、健康づくりの行事や、地域の清掃等の活動を行っている、健康づくり推進員、老人会、婦人会、壮年団、PTA、それにいきいきサロンや見守り会等の福祉活動者・団体も考えられますが、それぞれの町会の規模や考え方でメンバーを構成していただければよいです。

A3補足 各種団体の代表は、地域福祉委員会での協議事項を会員・団員に伝え、自分たちの活動にも、より福祉の視点や要素を取り入れることができないかを話し合うことが望ましいでしょう。

Q4 なぜ、町会長が地域福祉委員会の委員長になる必要があるのですか？

A4 地域福祉の目的は、地域に住むすべての人々が安心・安全で、生きがいを持って暮らし続けられる地域をつくるためです。そのためには、地域福祉委員会のメンバーをはじめ、町民全員の協力が必要であることから、町会を統括する町会長が委員長となるようにお願いしています。

Q5 小さな町会では、普段から町内のことは大体分かり合えているので、わざわざ地域福祉委員会を開くほどの議題はないし、大きな町会では、地域福祉委員会のメンバーが多くなり、会合を開くだけでも大変だと思うのですが？

A5 比較的小さなある町会は、町会の役員会のついでに、時間帯を区切って、民生児童委員・福祉推進員や消防団長等が加わり、地域福祉委員会として協議されています。
また、比較的大きなある町会では、地域福祉委員会のメンバーが多く、会合を開くだけでも大変なので、全メンバーに共通した基本的な事項については、全体会として年1～2回開催し、普段の具体的な課題については、少人数で幹事会を組織して、必要に応じて集まり、協議されています。幹事会のメンバーは、町会長、町会役員代表、公民館長、民生児童委員、福祉推進員等で組織されています。

A5補足 地域福祉委員会では、町内のいろいろな役や立場を持つ方々が集まって、まずは町内の生活課題であったり、町民それぞれの困りごとや心配ごとを話し合い、共有してもらいたいという主旨であり、それぞれの町会の実情に合わせて会合を持ってもらえればよいです。

Q6 地域福祉委員会と、これまで地域にある既存の組織や団体との関係はどうなるのですか？

A6 既存の組織や団体の活動は、すべて地域福祉活動の一環であると言えますので、地域福祉委員会の実践活動として、これまでどおり続けてもらい、それらの組織や団体の代表が地域福祉委員会のメンバーとなって協議に参加することが望まれます。

A6補足 既存の組織や団体としては、町会役員会、公民館運営委員会、自主防災組織、健康づくり推進チーム、老人会、婦人会、壮年団等がありますが、それぞれの組織や団体の活動そのものが地域福祉活動であると言えます。
